

## 豊後臼杵藩における組制・庄屋制度について

秦 政 博

## 一 はじめに

いうまでもなく幕藩体制の基幹をなしたものは、石高制に基礎をおいた年貢収奪体制にはかならない。地方支配制度の整備は、つまるところこの体制を確立、維持するための最も基礎的な作業であった。

周知のように臼杵藩は、慶長五年（一六〇〇）<sup>(十一)</sup>十二月二十五日稲葉貞通が美濃国郡上郡八幡から転封して来て成立した。諸書によって記述が違うが、「稲葉家譜」によれば、入封高は四万石であったという。<sup>(1)</sup>入封当初稲葉氏は「(美濃時代の)本領雖四万六千石、典通(貞通の子、二代藩主)於勢尾兩州間、所領食邑六千石之代地無其沙汰也」ということから、この事情を申し出た結果、「於大分郡内以六千石<sup>其地四千石在阿南植田兩庄之</sup>賜典通」わり、この結果四万六千石になったという(慶長六年七月)。この間、入封直後の慶長六年六月には領内の一部の大佐井、佐賀関周辺を加藤清正に、また佐伯庄内の保戸嶋、赤河内、床木辺を佐伯藩の毛利高政に譲渡。これらの代地として新たに戸次庄十九ヶ村を賜わった。また、これよりさきこの年の二月には、佐伯庄内の三ヶ所の村の一部あわせて三百四十石を家臣の大脇武兵衛重政に知行地として与えている。<sup>(2)</sup>

このような経緯から、貞通は入封当初は佐伯庄の一部をも支配していたのではないかと推察され、慶長六年四月毛利高政が佐伯に転封してきたことで、これらの地は高政に帰属したのではないかと思われる。

さて、貞通は入封するとまもなく矢つきばやに検地を行なった。「家譜」によれば慶長八年（一六〇三）秋に実施した検地で五万六十五石七斗六升九合の実高が確定し、同年（一六〇五）これを幕府に届け出て、以来この高が臼杵藩の表高になったという。ついで、同十一年（一六〇六）、十八年（一六一三）、寛永十一年（一六三四）、正保四年（一六四七）、慶安元年（一六四八）というようにたびたびの内検を実施した。（但し「正保郷帳」は、幕府の命で岡藩と共同して実施したものとされる。慶安元年に調製されたと思われる「慶安郷帳」は現存しない。）

新田畠の開発も進出した。たとえば寛永十一年（一六三四）には新地出来分として七五八一石一斗余の高を出し、実高は五万七六四六石八斗七升余となった<sup>(3)</sup>。三代の一通の代には五万八一八六石九斗二升七合余になったという<sup>(4)</sup>。

寛永十二年（一六三五）には十人組制度がキリシタン摘発の意図から組織され、やがてそれは正保三年（一六四六）五人組として改編、強化されていく<sup>(5)</sup>。正保四年（一六四七）になると軍役体系の整備が進行、延宝、天和期には五代の景通によって職制改革を中心にした行政機構の整備、充実が進められた。臼杵藩の藩体制は、およそこの時期に確立した<sup>(6)</sup>。

こうした藩制確立過程の中で地方制度はどう整備されたのだろうか。ほとんど説明されていない問題である。本稿では、まずこの点に関して、組制のようすについて若干論及することにする。次に地方支配の主軸となる村役人制度について、庄屋を中心としてその実態にふれることにする。問題の関心が主として制度面に限っていること、また、史料がもっぱら藩庁史料（臼杵図書館架蔵）によっていることなどのために、非常に粗雑な論稿になったことをあらかじめお断りして、諸賢各位の厳しい御叱正を賜りたいと思う。地方支配の概要については、すでに故久多羅木儀一郎氏のすぐれた研究がある<sup>(7)</sup>。本稿は氏の業績に導かれつつ進めたものである。

## 二 臼杵藩の組制

豊後の諸藩では、ほとんどの藩で組制が実施された。周知のように、組制というのは領内の村をいくつかまとめて一組という単位にし、大庄屋などを置いて農村支配を進める制度である。

久多羅木氏は、臼杵藩の組制について、『党民流説』所載の

豊後海部郡臼杵の領地五万石餘、五十三組に分つ。一組一庄屋を置、其次に辯指あり一組凡千石にて五十三組庄屋あり

という記事に注目され、約五十組前後の組名と所属村、各組の石高、庄屋名等々を検出された(文政六年・一八二三年時)。この研究や、その他の史料(たとえば「御會所日記」—明治四年・一八七一當時)によれば、時期によって多少の出入はあるものの(後述)、およそ四十九組というのが臼杵藩の確定した組数であるものと思われる。

組は地方支配を進めるうえで、行政単位として極めて重要である。各組に一人宛おかれた庄屋の手を通して、年貢、諸役の賦課や、法令の伝達等々が行なわれた。従って、組制の整備は地方支配の進展を意味するものである。

十七世紀前半の寛永期のころまで、臼杵藩の組制は、まだごく大ざっぱな状況にあった。前述のように、のちには四十九組になる組数は、慶長十年(一六〇五)の「内検地目録」、同十六年の「内検帳」および寛永十一年の「内検地帳」によってみてもみると、総計二十七組を確認することができる(但し、臼杵町屋敷を含む)。ただ、この三種の帳簿のうち、たとえば慶長十年の「内検地目録」では、表Iに表わしたように組の呼称を省いた村が数多くみられるが、これには特別な意味はなからう。

稲葉氏が入封する以前、慶長二年(一五九七)に前領主であった太田一吉が臼杵庄の検地を実施し、「飛弾帳」といわれる検地帳を作成している(渡辺澄夫博士蔵)。この飛弾帳(「写」。欠帳あり)によれば、すでに太田時代「末広村与」(十一ヶ村)、「家野村与」(十二ヶ村)、「左津留村与」(二十ヶ村。十九ヶ村と表記の帳も一帳あり)、「井ノ村与」(十四ヶ村)などの組を確認することができる。

表1 慶長二年（1597）の臼杵庄の組と村

末広村与	11	久木小野村、吉小野村、井ノ上村、岩屋川村、戸室村、田篠村
家野村与	12	門前村、荒田村、堤内村、大工川村、小切畑村、正願村、広原村、半三郎村、中ノ原村、挟岡村、ヤ倉村
左津留村与	20 (19)	左津留村、中尾村、深田村、野村、望月村、田井ヶ迫村、小路村、江崎村、乙見村、搔懐村、東神野村、川原内村、大泊村、風成村
井ノ村与	14	平岡村、碓江村、大浜村、大野村、芝尾村、田井村、三重村、田ノ口村、小ノ川村、蒔ヶ河内村、松ヶ竹村
佐志生村与	(3)	佐志生村、藤田村、

（「豊後国臼杵庄御検地帳」による。欠本あり。）

表2 17世紀前半における組と村数の変動

組の呼称			附属村数の変化	
慶長10年	慶長16年	慶長11年	慶長10年	寛永11年
末廣村組	〃	〃	11	〃
家野村	家野村組	〃	11	12
左津留村	左津留村組	〃	20	〃
井村組	〃	〃	14	〃
佐志生村	佐志生村組	〃	3	〃
町屋敷	〃	〃（屋敷分）		
津久見村	〃	津久見村組	7	10
久所村組	〃	〃	7	8
毛井村	毛井村組	〃	2	〃
小佐井村	小佐井村組	（小佐井里村組）	4	3
市村組	〃	〃	21	40
留田村組	〃	〃	17	37
川登村	〃	川登村組	（25）	25
下畑村組	〃	〃	（11）	15
内山村組	〃	〃	7	〃
市村	市組	〃	12	〃
宮尾村	宮尾村組	〃	11	〃
山中村	山中村組	〃	4	〃
向野村	〃	〃	1	〃
福良村	福良村組	〃	7	〃
利光村	利光村組	〃	5	〃
佐柳村	佐柳村組	〃	4	〃
森町村	森町村組	〃	6	〃
家嶋村	〃	〃	1	〃
宗方村	宗方村組	〃	3	〃
横瀬村	横瀬村組	〃	2	〃
北方村	北方村組	〃	5	〃

註：小佐井村組は寛永11年の別種「内検帳」では、「小佐井里村組」と記されている。家嶋村は、一村で独立した村と記している場合もあれば、森町村組の中に所属して記している場合もある。



表3 各組(村)の石高

組(村)	本 石	新 高(寛永11年)
末廣村組	2 2 3 3石5斗8升	3 2 2 7石9斗4升
家野村組	1 2 6 2、2、0	1 4 7 2、8、2
左津留村組	3 8 0 2、3、2	4 2 5 3、1、0
井ノ村組	3 2 2 2、4、4	4 3 2 6、9、9
佐志生村組	8 5 4、0、5	8 6 4、3、4
津久見村組	1 2 0 2、6、7	”
久所村組	3 5 8 1、2、7	4 0 1 0、4、2
毛井村組	8 1 5、5、7	”
小佐井村組	1 6 5 9、6、1	1 6 7 0、8、0
市村組	3 3 3 0、8、5	3 3 7 2、2、3
留田村組	3 0 6 2、0、9	3 4 7 2、1、5
川登村組	1 6 3 0、0、0	1 9 3 4、2、5
下畑村組	1 1 7 8、3、2	1 4 7 2、1、6
内山村組	1 5 1 0、1、6	1 6 9 5、6、8
市村組	3 4 5 3、5、1	4 3 4 4、8、0
山中村組	8 5 3、9、7	1 1 2 0、5、9
向野組	2 9 0、8、5	3 2 6、7、0
福良村組	2 3 9 7、7、9	3 2 0 6、1、0
利光村組	1 8 3 9、0、3	2 1 7 9、7、7
佐柳村組	1 4 9 0、4、0	1 7 2 3、9、8
森町村組	3 2 0 4、9、0	3 4 1 3、0、1
家嶋組	7 0、0、0	7 0、0、0
宗方村組	1 5 8 5、9、7	1 7 8 5、9、7
横瀬村組	1 4 9 6、8、7	1 4 9 7、4、0
北方村組	1 0 6 3、0、0	1 0 8 7、5、5
町屋組	1 8 0、0、0	2 2 8、5、5
合 計	5 0 0 6 5、7、6	5 7 6 4 6、8、7

こうした組は前記の寛永十一年の内検地帳にもそのまま記載されているから、稲葉氏は入封後少なくともこの時期（寛永十一年）まで、従前の組を変えることなくそのまま踏襲していたことがわかる。

各組毎の石高についても、非常に不均衡である。前掲の『党氏流説』には、「一組凡千石」とあるが、寛永期までは、四千石台の組（井村・四三二六石余、左津留村組・四二五三石余、久所村組・四〇一〇石余）があるいっぽうでは、佐志生村組のように八六四石程度の小組もあるというぐあいである（表2）。

ここで問題になるのは、各組内における村数の変動である（表1）。たとえば津久見村組では、かつて（慶長十年）七村であった村数は寛永期には十村に増加。こうした増加傾向がとりわけ顕著にみられるのは、野津の市村組と留田村組である。

前者は慶長期二十一ヶ村であったのが寛永期には四十ヶ村と倍になっている。後者の場合も十七ヶ村から三十七ヶ村となっており、やはり同様の傾向を確認することができる。野津はすでに戦国末期（天正初期）「野津は単に一つの町にあらず、その中に多数の村あり」と記され、人口は二万人を擁したともいわれている。（『耶蘇会士日本通信』豊後篇下）。その人口概数には、やや疑問が残るものの、稲葉氏の入部後、恐らく寛永期のころには、藩経営の充実を期して枝村の創出政策が積極的に進められていったものと思われる。

寛永期までの二十七組は、この後改編されて約五十組前後の組数に増加し、原形をとどめないほどになる（表IV・V・VI）。この改編作業が、いつの時期どういう過程によって進められたかを史料上から確認できないのは残念であるが、寛文七年（一六六七）には、かつて左津留組に所属していた海添村が、「海添組」という新しい組名で記録されていることからすれば、この時期すでに組の改編作業はある程度進行していたのではないかと推察される。

橋本操六氏は、臼杵石仏周辺の深田村、左津留村、中尾村、野村、田井ヶ迫村などについて、慶長二年（一五九七）の「飛弾帳」、正保四年（一六四七）の『正保郷帳』、元禄十四年「元禄見稲簿」の村名及び石高記載の方式について比較し、『正保郷帳』のみが前後の帳簿と相違している点に注目され、「慶長年間に存在した村は、稲葉氏の入部に当って編成しなおされ、それが元禄十四年以前

に再び編成しなおされたものと考える」と述べている<sup>(8)</sup>。氏の指摘するような『正保郷帳』の記載事例は臼杵藩のみでみられることであり、肥後領や岡藩などの場合をみると、そうした表記はみられない。

氏の指摘するような二度にわたる村の編成替えを認めるとすれば、その最初の編成替えは、少なくとも寛永十一年以後正保四年の間までということになる。

そのいっぽう組制の面に注目すれば、のちには一組一庄屋制がしかれるようになるが、慶安四年（一六五一）の「御家中御馬乗衆御知行高并御切米取衆帳但在々庄屋被下共ニ」という史料によると、一村二人庄屋の例を七村にわたって検出することができる（津久見村、末廣村、井ノ村、藤河内村、横瀬村、森町村、久所村）。つまり、この時期にはまだ一組一庄屋という完成された組制にはたち至っていないことが指摘できるわけである。

『正保郷帳』に示されるような、村編成の変更がどういう意図のもとに進められたか、直接には知る由もないが、寛永の内検帳に見るような枝村の創出政策の中で、複雑になりつつある村落状況を統合的に把握する手段としてそれが実施されたのではないかと思われる。そしてこの後、恐らく寛文期にかけて組制を改編整備する作業が進められたが、この際に再び村編成が問題となった。つまり新しい組制を作り上げる上で、それに適合した村割替えを再度行なわねばならない事情が起ってきたからではなからうかと思われるのである。

岡藩の場合を見ると、承応二年（一六五三）には、五十三組であったのが、寛文二年（一六六二）には、六十七組に増加、これを東西に分けるという作業が行なわれている（『中川史料集』）。推論の域を脱し得ないが、以上のように、十七世紀の中ごろまでに稲葉氏は新封地臼杵での藩体制を確立する一環として、村割り替え、組の再編成などの作業を通して、地方支配制度の整備、充実に意欲的に取り組んでいったものと思われる。

組の改編や所屬村の変更は、十八世紀になっても一部みられた。やや蛇足になるが、その実態について簡単に付記しておこう。

寛保三年（一七四三）市尾組の百姓たちが庄屋の軍右衛門と衝突。このため軍右衛門は籠舎の処罰を受けて、庄屋役を取り

上げられた。そこで市尾組を構成していた三村（市尾・里・屋山村）のうち、市尾村と里村は一木村の庄屋預かりということになり、屋山村は丹生原庄屋預かりとなった。やがて、延享二年（一七四五）になって屋山村の弁指分左衛門が新庄屋に任命されて、屋山村、市尾村を支配するよう命じられた。ところが、里村は従前のまま一木村に所属。こうして市尾組から一村が分離した。

もう一つ、備後組の場合をみてみよう。この組も寛保三年に庄屋が断絶したため、川床庄屋に預けられた。のち、戸次市村の庄三郎が新庄屋に取り立てられたが、この時村の割り替えが行なわれた。すなわち、戸次市村と楠木生村とが新しく戸次市村組として成立し、従前の備後組は解体してしまった。そして、備後村は川床組に所属するようになった。

また、明和元年（一七六四）三重市場組の新庄屋に善左衛門という人物が任命された。これを契機に、隣組の小坂組との間に村の割り替えが行なわれた。

一、小坂庄屋留之丞支配

小坂村、松尾村、内田村、久知良村、内山村、山中村、松谷村、上鷲谷村、下鷲谷村

一、市場庄屋善左衛門支配

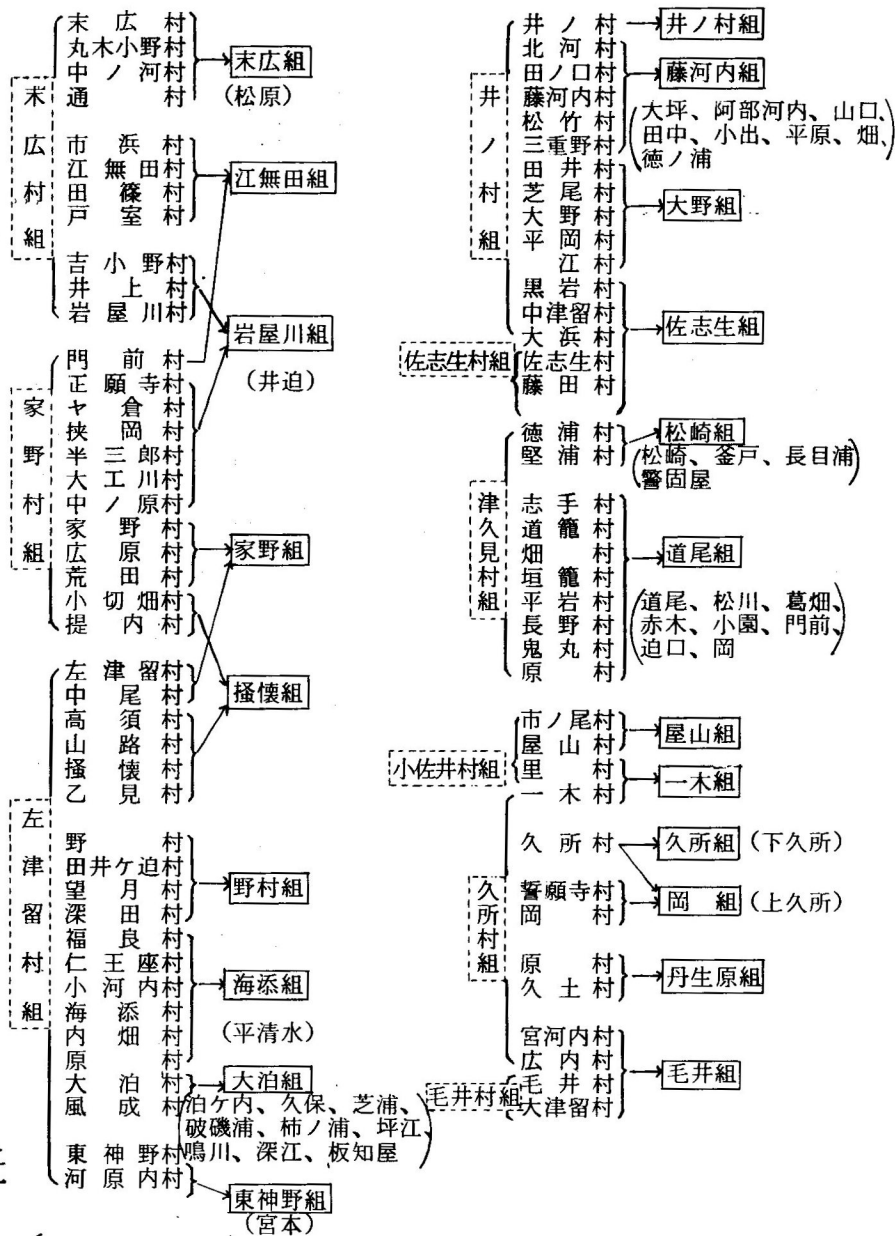
市場村、羽飛村、肝煎村、鬼塚村、上赤峰村、下赤峰村

小坂組、市場組に所属する村はこのように改められた。<sup>10</sup>このほか、寛延三年（一七五〇）には、末廣村組に所属していた下末廣村が、「毎度兎に角之義共有之候」という理由で、井村組庄屋の支配下の下に入れられている（宝曆十一年・一七六一には旧に復した）。十八世紀半ばごろにおける組の改廃や支配村の変更の実態は、以上のようなものである。

組制の変動について、初期の組制と完成期の組制の関係を図示すれば次のようである。

表4 臼杵藩における組制の変化

1. 海部郡



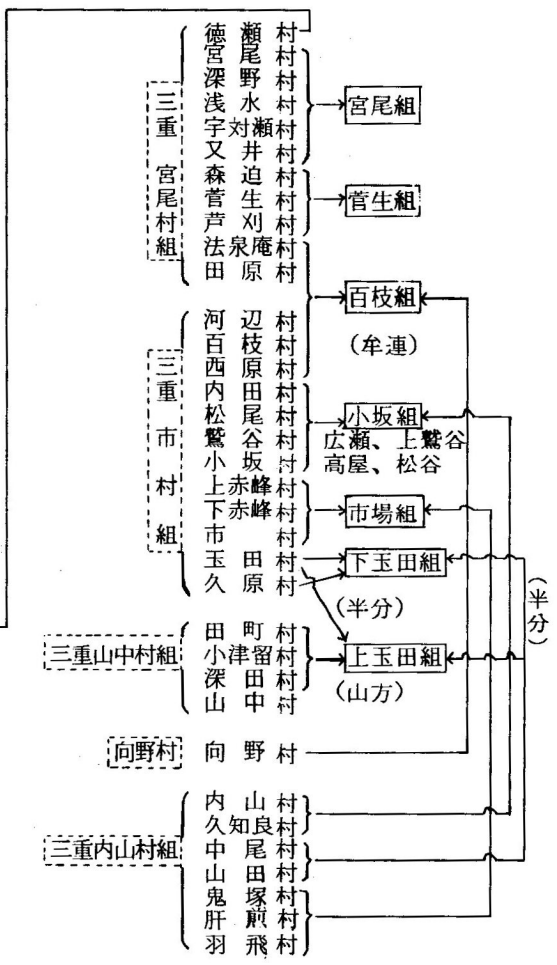
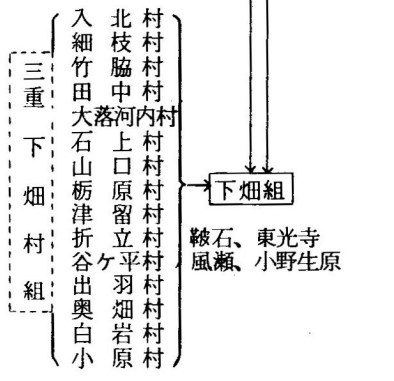
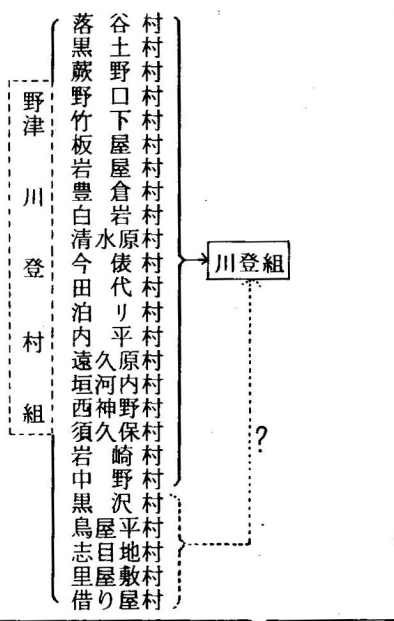


表 5

2 大野郡

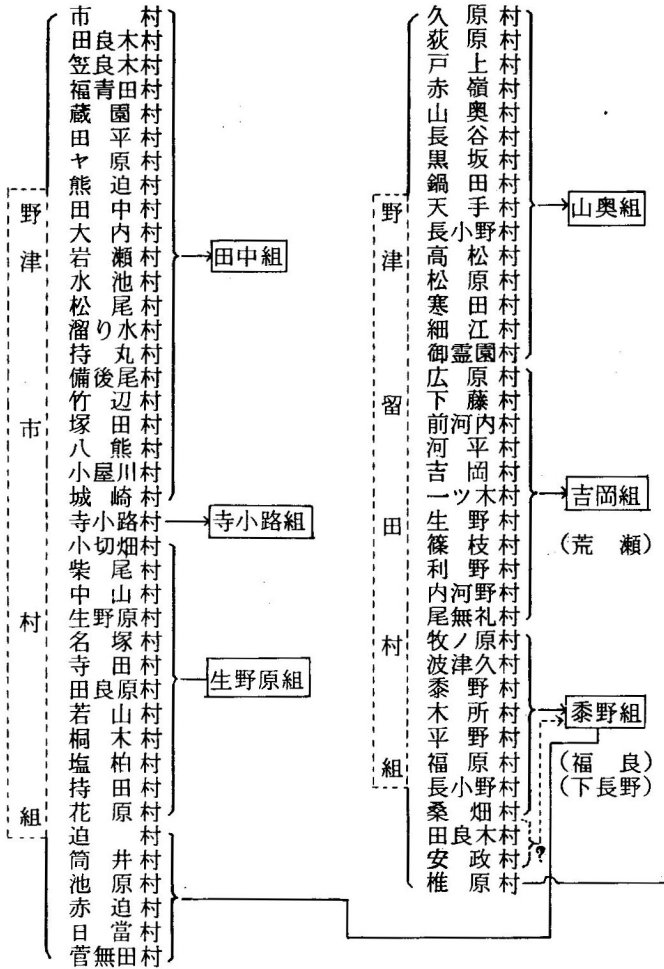
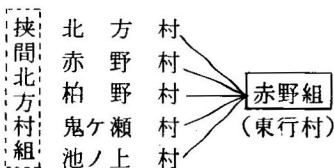
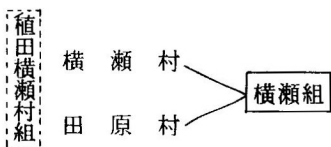
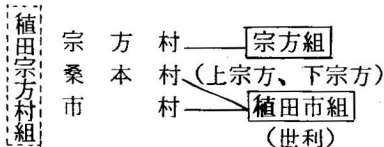
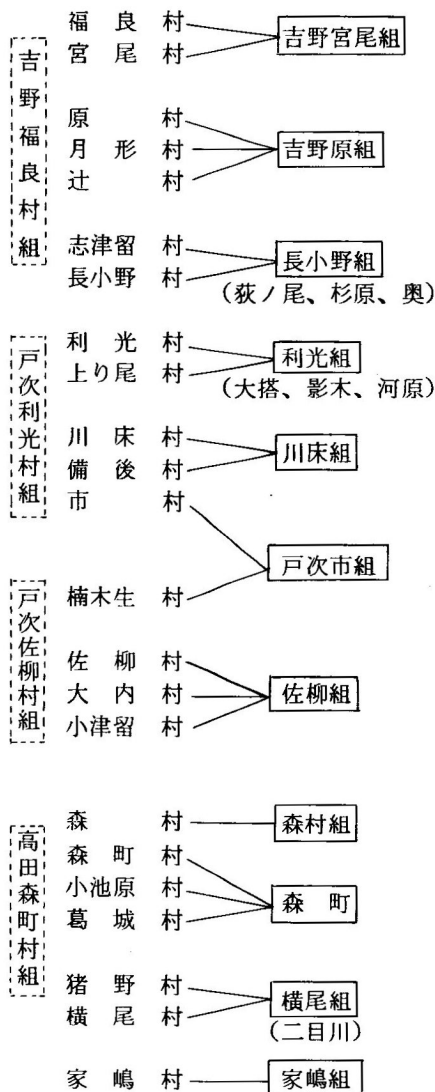


表6 3 大分郡

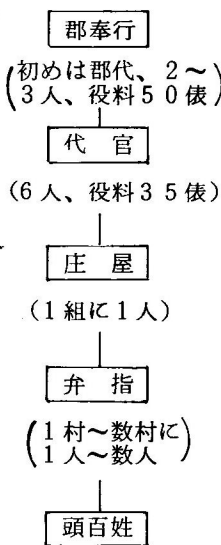


「内検帳」に記載のない枝村  
 文政六年当時の組  
 寛永十一年の「内検帳」記載の組



二 庄屋制度

白杵藩の地方支配機構は、およそ次のようであった。



庄屋、弁指は、天保五年（一八三四）十二月に大庄屋、小庄屋という名称に変わった<sup>11)</sup>。庄屋、弁指は一般に世襲であった。

一、御庄屋相果、其跡役地方共ニ忰ニ被仰付被下候様ニ之書付致シ御月番へ差上候。

組内之弁指共々も忰ニ跡式被仰付被下候様ニ願書差出候ニ付、是又御月番ニ差上候……………。

跡式を相続するにはこのような手続を取った<sup>12)</sup>。

庄屋、弁指への給与はどうであつたらうか。

庄屋弁指等給分

一、庄屋給分 三石以上ハ四ツ物成、

式石以下ハ作り取也、

役高ハ四拾石迄作り掛り御引被下、組中雇之義夏秋一門ヨリ一人宛相極、夫銀之内二十分ノ壹被下、但浦方ハ夫銀無之、

一、弁指高式拾石迄ハ役高引、是ハ其村之百姓ヨリ弁指引高之方相勤候、公儀ヨリ御引被下ニ而者無之、

一、山守役高拾五石迄者御引被下、是者公儀ヨリ御引也、<sup>13)</sup>

庄屋等の給与が、一般に「庄屋給」と「引高」によつてゐることは周知のとおりである。臼杵藩の場合も同様である。すなわち、まず庄屋の場合からいえば、「庄屋給」としては、「地方〇〇石を渡す」というように、地方を与えられた（この場合、二石までは蔵敷として与えられた。）つまり、村の中の農民の耕作地の一部を庄屋給地としたわけであり、「三石以上」を渡された場合は、そこから「四ツ物成」（四割）分を庄屋の収入にすることができた。二石以下の場合では「作り取」として全てを庄屋の収入にできた。享保十七年（一七三〇）は、西日本が大蝗害にあつた年であるが、この年の十月藩では次のような処置を講じた。

一、御庄屋弁指諸職人三石以上四ツ物成被下分、當年ハ三ツ五分被下五分之分被召上候、作取之分も可被召上候得共、無其儀候、其旨可申付被仰付候事

このように、庄屋給分を四ツから三ツ五分に減額して、藩の収入を確保しようとした。

十八世紀になると、臼杵藩でも例にもれず慢性的な財政悪化で窮するようになる。この享保の大蝗害より三年前（享保十四年）藩では、「此度侍中、小侍、知行給米之内御借被成候得共、在中庄屋地方四ツ物成被下分ハ御借不被成候」とした。また、宝暦三年（一七五三）には、

一、庄屋中被下高<sup>三石</sup>石<sup>己上</sup>本<sup>高</sup>老<sup>石</sup>ニ付<sup>四升</sup>ツ、五ヶ年之間差上度旨申上候処、奇特ニ被思召候得共御受納無之事として、庄屋からの上納申請を断わつてゐる。

「庄屋引高」については、前掲史料に示したように、四十石までを「役高」として認め年貢を免除した。また、庄屋が村人を雇役することについては、夏、秋に農家一軒につき一人宛の雇役を認められ、その際の夫銀については、藩より二十分の一を下賜することとした（但し、浦方には夫銀支給なし）。

弁指の場合はどうか、やはり前掲史料にみるように、二十石の引高を免除された。但し、この引高の分は、村人がその分だけ負担せねばならなかった。弁指は、一般に庄屋の場合のように地方の給分はなかったが、「知行弁指」という名称がみられることから中にはそうした者もいたと思われる。

庄屋が一般に世襲であったことは前に触れたが、「役儀怠慢」や「若年」、「不勝手」、「勝手差間」、などで強制的に退役を命じられ、他の者を新庄屋として取り立て入村させた例がかなり目につく。そうした新庄屋が「入庄屋」である。

享保九年（一七二四）七月井村庄屋の九右衛門が、「同村又六儀ニ付不念之仕方、其上連々勤方不亘候」という理由で、「役儀被召放、御城下他所御構」という処分を受けた。同村の弁指新七、太左衛門も「又六御吟味之儀ニ付平生勤方不亘趣」のため弁指役召放にされた。二ヶ月後（九月）には、寺小路村の権之助が、新庄屋に任命され入村した。こうした入庄屋のようすを「古史捷」「旧實史」から抽出すれば、おおよそ次表のとおりである。

表7 入庄屋の事例

年	旧村・人名	入村先
貞享四（一六八七）	野津村弁指伝右衛門	東神野村
元禄六（一六九三）	上宗方庄屋加左衛門	横瀬村
正徳元（一七一）	山奥庄屋与七郎	黍野村
享保九（一七二四）	寺小路村権之助	井村
元文五（一七四〇）	岩屋村弁指	田中村
延享四（一七四七）	北方村弁指五兵衛	横瀬村
寛延二（一七四九）	北方村弁指権左衛門	赤野村
寛延三（一七五〇）	吉野原村藤四郎	長小野村

このほか、他組庄屋が改易された庄屋の助役を拝命、当分の間兼帯庄屋となる例もみられる。(15)

さて、こうした入庄屋に対して藩では、「本高二十石を組中より割渡す」よう処置した。つまり、庄屋として最低二十石の高を持たせよう取りはからったのである。そしてまた、

前々々明地など有之所ニ入庄屋被遺候節ハ、望次第四拾石高も渡候由……ということとし、さらに

一、庄屋其外百姓所替、共二三ヶ年の間作り高之分村並ニ御免志ツ成下ル、但科有之候而所替之者も同断。

という処置もとつた。このように、入庄屋に対しては庄屋役を間違ひなく勤めさせるため、特別の優遇措置を講じたのである。ところで時代はとぶが、以上のような庄屋給与は、明治維新以後大きく変更された。まづ、明治二年（一八六九）には、大庄屋、小庄屋給は、「向後三ツ成之當りヲ以ッテ限米ニ引直シ、地方拾石高ハ限米三石、地方五石高限米拾石五斗」の支給になった。ついで、明治四年（一八七一）には、「在中庄屋役……給米七石ツ、下賜」されるようになるとともに、従前の組を「大、中、小」に区分し、それに応じて「雑用米」をそれぞれ五石、四石、三石づつ支給することにした。また、川登庄屋にはとくに「鉄砲組合頭」（「川登鉄砲卒」の指揮者、後述）給分として、雑用米二石を別に給した。

表8 明治四年の組割り  
（「御會所日記」による）

大組	中組	小組
雑用米五石	雑用米四石	雑用米三石
登坂畑野枝生井中 川小下黍百佐毛田 <small>志</small>	添泊内崎奥田岡柳広場原木町尾 河 無 生 重宮 海大藤松山江吉佐末市丹一森三	尾野懷野村尾床野市山川生瀬田村野光方 村田尾原所市野嶋 小次 屋 玉 岡 玉野野 田神 横家搔大森道川長戸屋岩菅横上野赤利宗 井下吉吉久植東家

庄屋特権の象徴としてよくあげられるのが苗字御免、帯刀御免、袴御免などがある。「古史捷」の中には、「勤方宜ニ付」としてそうした御免の事例が頻出する。宝暦五年（一七五五）正月藩内の庄屋の大半が、帯刀許可を申請した。藩では、「帯

表9 臼杵藩の庄屋特権 (18C末~19C初頃)

特 権	給 分	庄 屋
袴 御 免  (他出の節のみ)	36石5斗	家 嶋 野上作左衛門
	8石	丹 生 原 池見 市十郎
	5石	戸 次 市 帆足覚右衛門
	8石	川 床 生野 清治
	8石	小 坂 廣田 団助
	2石	森 町 篠田専右衛門
2石	久 所 富来源左衛門	
苗子・袴御免 他出の節には苗子御免	2石 (庄屋格)	搔 懷 小野八右衛門 戸 次 市 源右衛門
袴  御  免	30石 10石 5石 4石 4石 2石 2石 2石	家嶋庄屋子 善 八 川 登 善市郎 岩 屋 川 順 治 下 畑 奥左衛門 利 光 九左衛門 岡 村 助左衛門 屋 山 文左衛門 横 瀬 萬右衛門 佐 柳 兼 治

刀にて威勢ヲ付、百姓を恐れさせて治むるといふ事は心得違い」といって、これを拒絶した。  
 「雑録」(村瀬庄兵衛史料)の中に記載されている苗子、帯刀、袴御免の事例をあげると次のようである。(時期は明確でないが、十八世紀と十九世紀初頃と推定できる)。

このほか久多羅木氏もあげられているように、「桜翁雜録」の中に、川登庄屋と家嶋庄屋とが「在中御庄屋御士分」として郷士格の扱いを受けているようすが記されている。川登庄屋の場合、「勘解由」「舎人」の宦名を許され、また「川登鉄砲卒」という在郷鉄砲隊（農民兵）の編成、指揮の権限をもち、その通行にあたっては、「當家中タリトモ道ヲ除ル」こととされた。家嶋庄屋も、「岡城主中川殿三佐ヨリ御船ニテ御上下度毎ニ川筋御案内」の役を勤め、「御小早船ニ臼杵御紋付御幕ヲ張ラセ、鎗一筋立テ罷出、近習取次ニテ御逢アリ……」ということを許されていた。

また、川登、松崎、戸次市の庄屋は、「萱茸門御免」、末廣、田中、川床の庄屋は、「長屋門御免」、久所村庄屋は、「破風作り玄関御免」であったが、天保十四年（一八四三）取り崩しを命じられた。

さて、庄屋が「役儀怠慢」などのために役儀召上げなどの処分を受けたことについては、入庄屋の部分で若干述べた。享保期以降、庄屋、弁指の困窮が目立ってふえてくる。「不勝手」「困窮」「欠落」「勝手差間」のため、自ら退役を申請したり、改易に会うという事例が「古史捷」に多く記録されている。享保七年（一七二二）野村庄屋儀左衛門の場合は次のようであった。

未進五拾九石八斗五合差間二付、沽却賣立之書付差出、御月番へ持参申達沽却賣立候様申付可然候、御庄屋役之儀も難相勤趣ニ御代官申候……。

また、同十二年（一七二七）東神野村庄屋伝右衛門は、「勝手差間庄屋役御免沽却申付」けられて、その跡役として搔懐庄屋新左衛門が助役を命じられた。寛延三年（一七五〇）には、長小野庄屋己八郎が、「組内借米過分ニ相成、……其身世帯之儀專ニいたし組内百姓中之儀打拾置、至極困窮候」ということのため、「庄屋役被召放被下置」れて地方も召し上げられた。弁指の場合をみると、延享三年（一七四六）法泉庵村では、

一、法泉庵村弁指相果至極之困窮村ゆえ弁指役可相勤もの無之、右之弁指を俸可相勤ものニ候得共、未進四石致方無之候、此方御救筋無之候而ハ難相勤之旨申上候処、年賦ニ被仰付候事

という状態であった。また、寛延元年（一七四八）臼杵原村弁指吉左衛門は、「勝手差間及沽却候ニ付、外ニ弁指役可相勤者も無之、其上入百姓被仰付候而も、脇村と違ひ割出之高地も無村ゆえ、拾三石七斗不納分利無御借と被仰付」ている。庄屋や弁指が、度々の拝借願いを藩に申請していることも、そうした困窮の進行を物語るものである。臼杵藩では、ごく一部を除いて、庄屋、弁指など村役人に系譜する村方地主層が十分に成長しなかった。その主因は、以上のような農村疲弊にともなう村役人層の極端な困窮にあったのである。

### 三 おわりに

以上臼杵藩の組制と庄屋制度について、問題提起の意味を含めて述べた。

組制については、史料上の制約からその編成の具体的な経過については十分に把握できない。非常に危険ではあるが推論を含みながら、次の四点について述べた。

① 稲葉氏は入封後、少なくとも寛永十一年までは、前領主の太田一吉時代に作られたと思われる組制（二十七組）をそのまま踏襲していた。

② この間、野津地域を中心に枝村の創出政策を行なった。

③ 寛永十一年から正保四年の間に、村の統合政策が進められたようである。

④ 正保四年以降恐らく寛文期にかけて、新しい組制（四十九組）を編成する作業が進行したものと思われる。このために、新しい組制に応じた村割りかえが再度すすめられたのではないかと推定される。

庄屋制度については、庄屋給分、庄屋の任免、入庄屋、庄屋の窮乏、庄屋特権などの実態について概括的に論述した。とくに、「三石以上四ツ物成、二石以下作り取」という形で庄屋給地が附与されていること、入庄屋には「地方二十石」を割渡すことなどは、興味深い問題である。

最初に述べたように、論述の基調が藩庁史料のみによっていることから、直接的な農民とのかかわりあいについては、触れ

得なかつた。今後は、そこに焦点をあてた取り組みを進めなければならぬ。周知のように、庄屋制度などの問題は、割合に多くの研究がなされてはいるものの、臼杵藩を含め県下諸藩のそうした実態については、必ずしも十分な成果をあげてはいない。藩制の実態を説明する上で、最も基礎になる問題の一つであり、緻密な研究が望まれる所であろう。

本稿はその一部を概括的にふれたにすぎない。

註

(1) 『徳川加除封録』では、「慶長五年十一月十八日、関ヶ原ノ功ヲ以テ五千石ヲ加賜セラレ、封ヲ豊後国ニ移サレ臼杵城(一万)ヲ治ム。前封ヲ併セテ五万石」とある。美濃での旧封高は四万石とも四万五千石ともいう。『恩栄録』では、「加一万(二万六千)

石余 豊後臼杵稲葉右京亮貞通 美濃八幡より移る 合五万石余」とある。

(2) 「稲葉家譜」慶長六年二月十五日の条に次のようにある。

貞通以佐伯荘内下ノ村、切畑村、狹岡村之地賜家臣大脇武兵衛重政、則出知行目録、其文曰

知行所目録

一、百九拾九石九斗六升八合 佐伯 下之村之内

一、百六石八斗六升四合 同 切畑村之内

一、三拾三石一斗六升八合 同 はき岡村之内

合三百四拾石

已上

慶長六年二月十五日

印

大脇武兵衛殿

(3) 「寛永十一年内検帳」



(4) 「稲葉家譜」

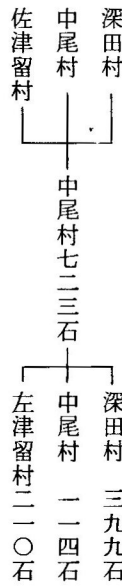
(5) 村井早苗氏「豊後における絵踏制の展開」

(6) 拙稿「臼杵藩体制の確立―番方を中心に―」（大分県地方史）

(7) 久多羅木儀一郎氏「臼杵藩民政機構の研究」（『臼杵史談』第十八・十九・二十・二十三号所収）

(8) 「臼杵石仏周辺の民俗」二十五ページ・各帳の記載の事例をみると、たとえば次のようである。

「飛弾帳・寛永内検帳」 「正保郷帳」 「元禄見稻簿」



(9) 以上「古史捷」（「庄屋并弁指之事」）。以下、特に出典を記さない場合は、「古史捷」による。

(10) 臼杵図書館蔵。明和三年（一七六六）八月の写。

(11) 「天保史捷」には、次のようである。「御改革御用、在中出銀被仰出候ニ付、庄屋共内存達候儀有之ニ付、庄屋共向

後大庄屋と相唱、辯指向後小庄屋と相唱申度旨、願之通被仰付……」。

(12) たとえば、毛井村庄屋伝右衛門が隠居願い出して退役を申し出た際、毛井組弁指より次のような書面が月番家老に出された。

毛井村御庄屋伝右衛門義病氣ニ付代役俵儀右衛門相動候只今之通御座候而ハ弥御役難相動奉存候ニ付御赦免被仰付被  
被下候ハ、難有奉存候、御庄屋跡役之儀ハ則右衛門被仰付被下候様ニ私共并御百姓中奉願候、宜被仰付可被下候、

毛井村 弁指中

以上、

（享保六年）  
丑七月廿九日

河村助右衛門様

(13) 村瀬庄兵衛史料「雜錄」。白杵図書館蔵

(14) 「桜翁雜錄」(白杵図書館蔵)に、野津院川登組の「知行辯指」として次のようにある。

知行辯指

三石 柿河内辯指吉兵衛 三石 白岩辯指藤四郎

三石 清水原辯指恵左衛門 三石 岩屋辯指増之丞

三石 泊り辯指弥三郎

〆十五石 五人

右之五人代々知行辯指也。此外ニ茂代々辯指ハ有之由弁指の知行ハ御領分にては少し。また、「古史捷」享保八年(一七二三)六月三

(15) たとえば次のような例がある。

① 享保十二(一七二七) 東神野村庄屋伝右衛門勝手差間、庄屋役御免、↓搔懐村庄屋新左衛門東神野村助役になる。

② 享保十六(一七三一) 森村庄屋吉右衛門勤方不宜、御役召放、↓森村庄屋専右衛門森村助役になる。

③ 寛保三年(一七四三) 備後村庄屋徳太郎若年にて組中吟味行届かず、庄屋役御免↓跡組は川床庄屋分八之当分御預け。

④ 延享二年(一七四三) 市尾村庄屋断絶↓一木、丹生原両庄屋に御預け。

⑤ 同年備後村庄屋断絶↓川床庄屋へ御預け。

(16) 「御触書写諸願書控」。白杵図書館蔵

(17) 「明治史捷」。白杵図書館蔵。